

北海道いぶり五大遺産ロゴマーク使用基準

第1 趣旨

北海道いぶり五大遺産ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)は、「北海道いぶり五大遺産」を広くPRするために北海道胆振総合振興局(以下「振興局」という。)が作成したものであり、次のとおり使用の基準(以下「使用基準」という。)を定めます。

第2 ロゴマークの使用基準等について

(1) ロゴマークは、「北海道いぶり五大遺産」の普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、使用基準に従い、事前に届出をしていただいた上で、無償で使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。

- ・ 北海道の信用又は品位を害すると認められる場合
- ・ 北海道いぶり五大遺産関連地域又は関連施設のイメージを損なうと認められる場合
- ・ 消費者の利益を害すると認められる場合
- ・ 事業、商品又はサービスの品質を保証するものとして使用する場合
- ・ 特定の政治活動(選挙運動を含む)、思想、宗教又は募金等の活動と結びつけて使用する場合
- ・ 特定の個人又は団体の売名に利用されるような使用となる場合
- ・ 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- ・ 前各号のほか、胆振総合振興局長が適当でないと認めた場合

(2) 使用に当たっては、法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意してください。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとして、振興局は一切の責任を負いかねます。

第3 ロゴマークの使用申請手続きについて

(1) ロゴマークを使用しようとする者は、使用開始2週間前までに「使用申請書(別紙様式1)」を振興局へ提出してください。ただし、以下の者は、届出を不要とします。

○新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関

(2) 申請書の内容を審査の上、使用の可否について「使用承諾書(別紙様式2)」により通知します。

第4 ロゴマークの使用についての注意事項

使用者は、別添の「北海道いぶり五大遺産ロゴマークデザインマニュアル」に基づくほか、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) ロゴマークを使用する権利は、第三者に譲渡し、又は転貸しないでください。
- (2) ロゴマークに関する著作権は、北海道に帰属し、使用者が当該ロゴマークを自己のものとして、商標又は意匠として使用・登録することはできません。

第5 不適正な使用に対する措置

使用基準に違反した場合は、使用者に対し、使用の中止を求めるものとします。

附則 使用基準は、令和2年(2020年)11月9日から施行する。